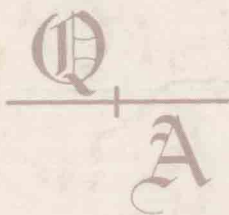


演習經濟學雙書

5

財 政 學

青木 信治 著



法學書院

演習経済学双書

5

財 政 学

青木 信治 著

法学書院

<著者紹介>

現 職 専修大学経済学部教授・東京外国語大学講師
(財政学担当)
所 属 日本財政学会・国際財政学会
経 歴 国会衆参両院委員会公述人参考人
主 著 『新財政学』『財政学』『地方財政論』(以上、
法学書院), 『財政本質論序説』『新現代財政
論』『現代財政論』(以上、日本評論社), 『経
済学の貧困』『財政学概要』(以上、文雅堂),
『最新地方財政論』『地方財政図説』(以上、
全国地方公務協会), 『財政原論』(中央経済
社)

演習経済学双書⑤

財 政 学

昭和59年11月15日 初版第1刷発行

定価 1200円

著 者 あお き のぶ はる
青 木 信 治

発 行 者 北 原 曉 彦

東京都文京区目白台1-8-3

発 行 所 株式会社 法 学 書 院

電話東京 (943) 1721 (代)

郵便番号 112

振替口座 東京 6-81699 番

印刷/(株)殖産堂・製本/山崎製本所

© 1984 青木 信治 Printed in Japan

落丁・乱丁本は本社にお送りください。お取り替えいたします。

ISBN 4-587-33050-7

序 文

私は寡聞にして、財政学ほど实际的で、その上、深遠な学問を知らない。

かみは定期的に必ず新聞の冒頭を飾る国の予算から、しもはいわゆる三面記事として賑わす脱税事件に至るまでがすべてその実際的な研究対象である。

そればかりか、地球の有限性を認識した上で人間たち同士の融和をはかるには、どのような考えに基づき、どういう方式により政治経済行動をとるべきかという極めて高次元の理論的な問題もこの財政学の研究領域にはかならない。

また、これは甚だ末梢的なことかもしれないが、他面、財政学の修得は、各種資格ないし採用試験の克服にもつながっている。

拙著は、以上のような財政学の要点を紹介することを目的としてまとめたものである。しかし、至らない点が多いと思う。大方読者諸賢の御寛恕を切に乞いたい。

昭和59年9月19日

著 者

目 次

第1章 總 論

第1節 序 說

- 1 財政と財政学…………… 1
 - 1 財政の用語（ 1 ） 2 財政の定義（ 1 ）
 - 3 財政学の名称（ 2 ） 4 財政学の定義（ 3 ）
- 2 財政学の構成…………… 5
 - 1 財政本質論（ 5 ） 2 財政根拠論（ 5 ）
 - 3 財政学方法論（ 6 ） 4 財政機能論（ 8 ）
 - 5 財政制度論（ 19 ）

第2節 財 政 史

- 1 前近代財政……………21
 - 1 原始共同体財政（ 21 ） 2 古代国家財政（ 21 ）
 - 3 封建制国家財政（ 24 ）
- 2 近代国家財政……………25
 - 1 重商主義段階（ 25 ） 2 自由主義段階（ 26 ）
 - 3 独占資本主義段階（ 27 ） 4 国家独占資本主義段階（ 29 ）
 - 5 現 段 階（ 30 ）

3	日本の戦後財政史	32
---	----------	----

第3節 財政学説史

1	官房学派の財政論	34
1	序 言 (34)	
2	官房と官房学的思想 (34)	
3	前期官房学派財政学 (35)	
4	後期官房学派財政学 (36)	
2	スミスの財政論	39
1	スミスの哲学 (39)	
2	スミスの経済学 (39)	
3	スミスの財政論 (40)	
3	マルクスの財政論	42
1	弁証法的唯物論 (42)	
2	史的唯物論 (42)	
3	階級社会即国家論 (44)	
4	マルキシズム財政論 (44)	
5	マルクスの財政分析 (45)	
4	ワグナーの財政学	47
1	ワグナーの国家社会主義 (47)	
2	ワグナーの財政学 (48)	
3	ワグナーの経費論 (48)	
4	ワグナーの収入論 (49)	

第4節 財政学の現代的課題

1	財政民主主義	50
1	財政民主主義の定義 (50)	
2	財政民主主義の沿革 (50)	
3	財政民主主義の原則 (51)	
4	財政民主主義の現状と問題点 (51)	
2	安あがりの政府	54
1	史的「安あがりの政府」 (54)	
2	卑見における「安あがりの政府」 (59)	
3	絶对的「安あがりの政府」の論拠 (60)	

4 絶対的「安あがりの政府」の方法 (63)	
3 財政効率化論	66

第2章 財政制度論

第1節 予 算 論

1 予 算 総 論	69
1 予算の語源 (69) 2 予算の定義 (69)	
3 予算の機能 (70)	
2 予算の構成内容	72
1 序 言 (72) 2 予算総則 (72)	
3 歳入歳出予算 (72) 4 継続費 (73)	
5 繰越明許費 (73) 6 国庫債務負担行為 (74)	
3 予算の種類	75
1 序 言 (75) 2 一般会計予算 (75)	
3 特別会計予算 (75) 4 政府関係機関予算 (76)	
4 予算の分類	78
1 制度的分類 (78) 2 集計技術的分類 (78)	
3 会計技術的分類 (79)	
5 予算の循環	80
1 序 言 (80) 2 予算の編成 (80)	
3 予算の成立 (81) 4 予算の執行 (82)	
5 決 算 (83)	
6 予算制度改革論	85

- 1 民主的統制の欠落 (85) 2 効率的運用の停頓 (87)

第2節 財政投融资計画論

- 1 財政投融资計画の特性.....89
2 財政投融资計画の原資.....91
3 財政投融资計画の運用.....93

第3節 公企業論

- 1 公 企 業.....95
 1 公企業の必要性 (95) 2 公企業の特性 (95)
 3 公企業の形態 (96)
2 公 共 料 金.....97
 1 公共料金の意義 (97)
 2 公企業における公共料金のあり方 (97)

第3章 経 費 論

- 1 経費の意義.....98
2 経費の分類..... 101
 1 序 言 (101) 2 分類の実際 (101)
3 経費生産力説..... 105
 1 経費生産力説の意義(105) 2 各経費生産力説の説明(105)
4 補 助 金..... 110
 1 補助金の定義 (110) 2 補助金の分類 (111)
 3 補助金交付の根拠 (113) 4 補助金の問題点 (113)

5	公 共 財 論	115
1	序 言 (115)	
2	公共財の特性 (116)	
3	公共財の種類 (116)	
4	公共財の定義 (117)	
6	社会資本論	119
1	序 言 (119)	
2	近代経済学 of 社会資本論 (119)	
3	マルクス経済学 of 社会資本論 (120)	
4	社会資本論批判 (121)	

第4章 収 入 論

第1節 収 入 総 論

1	収入の内容	123
1	収入の意義 (123)	
2	収入の内容 (123)	
3	収入の種類 (124)	
4	収入の分類 (126)	
5	歳入予算の内容 (128)	
2	収入の沿革	129

第2節 租 税 論

1	租 税 総 論	131
1	租税の定義 (131)	
2	租税の特質 (131)	
3	租税の目的 (132)	
2	租税制度論	135
1	租税制度の意味・種類 (135)	
2	単税制度論 (135)	
3	複税制度論 (137)	
3	租税の分類	138

4	租税根拠論	142
1	序 言 (142)	
2	公 需 説 (142)	
3	応 益 説 (142)	
4	保 険 料 説 (143)	
5	新 応 益 説 (143)	
6	犠 牲 説 (144)	
7	擲 取 説 (144)	
5	租税配分原則論	146
1	序 言 (146)	
2	租税応益説 (146)	
3	租税応能説 (146)	
4	租税社会最小犠牲説 (147)	
6	課税原則論	149
1	序 言 (149)	
2	ボーバンの課税原則論 (149)	
3	ユスチの課税原則論 (150)	
4	スミスの課税原則論 (150)	
5	セイの課税原則論 (151)	
6	ワグナーの課税原則論 (151)	
7	租税転嫁論	154
1	租税の転嫁の意義 (154)	
2	租税の転嫁に関する学説 (154)	
3	租税の転嫁の形態 (156)	
8	租税論の現代的課題	159
1	一般消費税 (159)	
2	直接税本位の見直し (163)	

第3節 公 債 論

1	公 債 総 論	166
1	公債の特性 (166)	
2	公 債 制 度 (168)	
2	公債の分類	171
1	序 言 (171)	
2	発行主体別分類 (171)	

3	募集地別分類 (172)	4	償還期限別分類 (172)
5	発行使途別分類 (173)	6	発行形態別分類 (173)
7	支出目的別分類 (173)	8	発行方法別分類 (174)
9	任務別分類 (174)		
3	公債の沿革.....	175	
4	公債学説.....	177	
1	序 言 (177)	2	アダム・スミスの否定論 (177)
3	リカードの否定論 (177)	4	セイの否定論 (178)
5	ディーツェルの肯定論 (178)	6	ワグナーの肯定論 (179)
7	ハンセンの肯定論 (179)		

第5章 地方財政論

1	地方財政の特性.....	181
2	地方財政計画.....	184
1	序 言 (184)	2 地方財政計画の役割 (184)
3	地方財政計画の策定方法 (186)	
3	国と地方の財源配分.....	189
1	財源配分の現状とその理由 (189)	
2	財源配分上の問題点 (190)	
4	地方財政調整制度.....	193
1	地方財政調整制度の意義 (193)	2 地方交付税制度 (193)
3	地方譲与税制度 (196)	4 結 語 (197)
5	地方公営企業.....	198
1	序 言 (198)	2 地方公営企業の実態 (198)
3	地方公営企業の内容 (199)	
4	地方公営企業の財政的意義 (200)	

第1章 総 論

第1節 序 説

1 財政と財政学

1. 財政の用語

財政という言葉がわが国で登場したのは明治2年のことであった。だが、当時はまだ理財という言葉とおなじ意味で用いられていた。いいかえると、いま、使われている経済に相当する内容でしかなかった。それが現在のような内容をもって定着しはじめたのはだいたい明治後期とみられる。

現在、英語では通常 *public finance* が財政を表わす言葉として使用され、ドイツ語では *Finanzen*、そして、フランス語は *finances* もしくは *finance publiques* となっている。これら西欧諸国語は当初、国王および国家への収入面だけの内容しか持たなかったが、おおむね19世紀以降は経費面をも併せた現在持つ内容となっている。

2. 財政の定義

では、その財政とは何か。通常、国および地方公共団体の経済のことであると説明されている。経済には二種類あって、民間経済に対峙するのが公共経済である。この公共経済のうちで、国お

よび地方公共団体そのものが営む経済を、国および地方公共団体の経済から派生した経済、例えば政府関係機関の経済を屢々除き、特に、財政と呼んでいる。

3. 財政学の名称

財政学を意味する言葉は、わが国では幕末から、各種各様の名称で現われている。財政学という名で訳著が紹介され出したのは、明治20年頃である。以来、財政学の呼び名がわが国で定着した。

財政学を意味する英語では、これまで public finance が多く見受けられる。それももとより誤りであると決めつけることはできないが、財政そのものと同語であるから、少なくとも、和文英訳する場合は、例えば、リチャード・アベル・マスグレーブ Richard Abel Musgrave の書名のように、“The Theory of Public Finance” などが妥当であろう。アーサー・セシル・ピグー Arthur Cecil Pigou の “A study in public finance” も財政学と訳して差し支えあるまい。

ドイツ語では、正統派財政学の完成者といわれるアドルフ・ハインリッヒ・ゴットヒルフ・ヴァグナー Adolph Heinrich Gotthilf Wagner およびその祖述者 カール・テオドル・フォン・エーベルク Karl Theodor von Eheberg の主著名にもあるとおり、“Finanzwissenschaft” が財政学に相当する言葉であろう。

フランス語の財政学は、science la financière が適当なものの一つと思われる。

なお、近年、公共経済学と命名しながら、内容上、財政学であ

る場合が少なくない。わが国のものだけでなく、例えば、英語で、public economics とか economics of public sector とかいう名前のものは財政学的内容を持っていることが多い。

4. 財政学の定義

財政学とは何かといえ、それは、財政という社会現象を研究対象とする学問である。

ところが、既述のとおり、財政というものを、国および地方公共団体の経済と捉えれば、財政学も、つまりは、経済学の一部門にすぎないと考えられやすい。だが、経済学といえ、通常は、民間部門の経済を主な研究対象とする学問と見做されているだけではなく、採算主義や効率性を最も重んじる性格を持っている。しかし、これに対して、財政学の研究対象である国および地方公共団体の経済は、民間部門の経済とはその内容が著しく違う。のみならず、民間部門の経済を研究対象とする経済学と異なり、採算性や効率性よりも民主主義とか全体主義とかいう政治理念のほうを第一義に位置づけている。

ウルスラ・キャスリーン・ヒックス Ursula Kathleen Hicks は、いわば、国および地方公共団体の経済といえども、民間部門の経済と同様に、欲望充足を内容とする点で異なるわけではないから、経済学の一部門と規定すべきだといっている。とともに、国および地方公共団体の経済のほうが、政治に密接に関連していることをはっきり認識している。

さらに、ゲルハルト・コルム Gerhard Colm にあっては、財政学は、経済学、会計学、経営学、社会学、行政学および政治学と

いう各種の学問の境界線上にある非常に複雑な学問だと説明している。この言葉は、財政という社会現象を研究するための手段を考える場合極めて重要で適切な示唆をなしているといえる。つまり、財政を本格的に研究する場合には、これら諸学で取り扱われている学識を必要としなければならないという意味からである。そして、コルムは、財政学は狭い意味の経済学に属するものでは決してないといっている。そこで、もし、経済学を政治経済の学問だと考える場合にかぎって、財政学を経済学の一部門と見做せると断じている。

したがって財政学は、強いていえば、政治経済学としての経済学の一部門であって、通常、民間部門の経済を研究対象とする経済学とはその内容も性格も異なる、独立した学問であるというべきであろう。

2 財政学の構成

財政学は、財政本質論、財政根拠論、財政学方法論および財政機能論および財政制度論の五部門から構成されているということがいえる。

1. 財政本質論

財政が国および地方公共団体の経済であるとすれば、それは民間経済と較べてどのような内容を持っているのであろうか。財政は結局、その内容において民間経済のそれと異ならないのであろうか。それともやはり異なるのだろうか。もし、異ならないとすれば、なぜ国および地方公共団体やその経済が殊更設けられているのだろうか。またもし、異なるとしたら、どのような点であるか。財政を国および地方公共団体の経済と規定すれば、この点が究明されなければならない。そうした究明をめぐる議論が財政本質論である。

財政本質論について敢えて略述すれば、これには従来から強制獲得経済説、財政本質二元説、国民公家政説、強制移転配分経済説および需要配分調達説等がある。しかし、わたくしは、財政の本質を政治的過程による資源の調達および配分とみるところの、いわば政治的調達配分説を唱えたい。

2. 財政根拠論

財政を他のものと違った体質にしているのは何かを論じるのが財政本質論であるのに対して、財政はなぜ必要とされるのかとい

う理由、換言すれば、財政が展開されざるをえないその根拠をたずねる議論が財政根拠論である。

財政根拠論は、個人主義的な応益説の類いと全体主義的な犠牲説の類いに二分できると思われる。前者は財政を展開するのは国民個人個人の利益に結びつくためであるとする説であり、後者はそれを国民個人個人が国民全体のために尽す義務として必要なものであって、喜び勇んでみずから所有する財貨の一部を犠牲に供した上でそこから必要な見返りを受けるためのものとする考えである。

卑見にあっては基本的には、個人主義、すなわち、民主主義に基づくことが好ましい。しかしながら、民主主義に基づくと、財政は原則的に国民全体のために公平に展開されなければならないことになる。換言すれば、あながち、平等を主張して、例えば、かりに、少なくないとしても、決して全体ではない弱者や貧者に対して社会保障的な取扱いを行うことは許されない。

公平とは本来、見返りに対する応分の拠出を意味する。社会的にみて個別的な報償関係が厳守されることを立て前とするものである。これに対して、平等はこの個別的報償関係による応益原則を破るものとみななければならない。

したがって、いやしくも、社会保障的財政措置を認めるかぎり、個人主義的財政根拠論に兼ねて全体主義的根拠も持たなくてはならないと考える。

3. 財政学方法論

以上のような財政を勉強するためには、どのような分析方法な